

## 宍粟市妊婦健康診査費助成券の使い方

### 【助成限度と助成券の発行枚数】

- ・ 受診回数14回、総額93,000円を限度に助成券を発行しています。
- ・ 発行枚数は5000円券14枚、1000円券23枚です。
- ・ 妊娠後に宍粟市に転入された方は助成券の枚数が異なる場合があります。

※ 裏面の「妊娠後に宍粟市に転入された方」をご覧ください。

### 【助成券の使い方】

- ・ 健診1回につき5000円券1枚を必ずご使用ください。
- ・ 1000円券のみでは使用できません。
- ・ 1回のお支払い全額を助成券でなされた場合、お釣りは出ません。

(例)請求額が7500円の場合・・・

- ・ 5000円券1枚 + 1000円券3枚で支払い可能 (お釣りは出ません)
- ・ 5000円券1枚 + 1000円券2枚 + 現金500円でも支払い可能
- ・ 5000円券1枚 + 1000円券2枚 + 1000円札1枚でも支払い可能 (お釣り500円が出ます)
- ・ 1000円券8枚のみでは支払い不可

### 【助成券が使える医療機関】

助成券は兵庫県内の指定された医療機関でのみ有効です。

### 【すでに妊婦健診を受診されてご自身で負担されている分がある場合】

出産等の後、妊婦健診助成の対象となる領収書の金額に対して助成できますので、助成券と領収書を大切に保管ください。

※ 申請期限は出産等の後、1年以内です。助成券・領収書・通帳・母子健康手帳をご持参ください。

### 【助成券が使えない医療機関で受診される方】

兵庫県外や指定外の医療機関では助成券が使えません。助成券が使えない医療機関で受診される方は、一旦は、ご自身で費用をお支払いいただいたうえで、出産等の後、妊婦健診助成の対象となる領収書の金額に対して助成できますので、助成券と領収書を大切に保管ください。

※ 申請期限は出産等の後、1年以内です。助成券・領収書・印鑑・通帳をご持参ください。

### ◆ その他の注意事項

- ・ 妊娠判定の費用や保険診療分、出産費用は対象となりません。
- ・ 宍粟市に住民票がある間の受診が対象になります。
- ・ 宍粟市から転出される場合、助成券が残った場合は市窓口へ返還ください。
- ・ 助成券は再発行できません。

・ その他ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

● 保健福祉課	0790-62-1000	● 波賀保健福祉課	0790-75-8800
● 一宮保健福祉課	0790-72-2100	● 千種保健福祉課	0790-76-8600

## ☆ 妊娠後に宍粟市に転入された方

◆ 転入日における妊娠週数で5000円券の交付枚数が異なります（1000円券は変わりません）。

（例） 転入日において妊娠週数が24週だった場合…5000円券の交付枚数は10枚になります。

◆ もし、転入日から助成券を受け取られた日までの間に妊婦健康診査を受診されていたら…

→ その間の領収書は大切に保管ください。出産等で妊婦健康診査が終了した段階での5000円券の残数を基準に額面の範囲内で助成金の支払い対象とすることができます。

（例） 5月1日に転入し、2回受診後、6月10日に助成券を受け取られた場合…

全ての妊婦健康診査終了後に助成券の残数が

① 5000円券2枚、1000円券5枚

→2回の受診のどちらも助成金の支払対象となります。

② 5000円券1枚、1000円券10枚

→助成金の支払対象となるのは2回の受診のうちいずれか1回のみです。

③ 5000円券無し、1000円券15枚

→2回の受診のどちらも助成金の支払対象となりません。

以上のように①②③のいずれも残った助成券の額面は同じ15000円ですが、5000円券の残数で助成対象範囲が異なりますのでご注意ください。